令和5年門真市教育委員会第11回定例会

門真市教育委員会

門真市教育委員会第11回定例会 令和5年11月27日(月)午後2時 本 館 2 階 大 会 議 室

日	程	事件番号	件名	ページ
第	1		会議録署名委員の指名	_
第	2		会期の決定	1
第	3	議案第27号	令和5年度中学生チャレンジテスト(3年生)結果の公表について	1
第	4	議案第28号	令和5年度教育費補正予算の見積り申出について	2
第	5	議案第29号	門真市教育センター条例の一部改正の申出について	5
第	6	議案第30号	門真市立幼稚園条例の一部改正の申出について	10
第	7		諸報告	12

議案第27号

令和5年度中学生チャレンジテスト(3年生)結果の公表について

令和5年度中学生チャレンジテスト(3年生)結果の公表内容について、教育委員 会の議決を求める。

令和5年11月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和5年度中学生チャレンジテスト (3年生) の結果が11月に大阪府から公表されることに伴い、本市の結果概要を市民に対してホームページで公表する内容についての議決を得るため本案を提出するものである。

議案第28号

令和5年度教育費補正予算の見積り申出について

令和5年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育 委員会の議決を求める。

令和5年11月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和5年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費

(項)小学校費

目	補正額	事業名 1		説明		
口	無止領	事業名 2				
	千円				千円	
学校管理費	4, 076	o 学校施設と教育環境の充実				
		学校施設営繕事業				
			4, 076	需用費		
				修繕料		
				施設等修繕料	4, 076	

(款) 教育費 (項) 中学校費

	月月					
目	補正額	事業名1		説明		
		事業名 2				
	千円				千円	
学校管理費	17, 227	o 学校施設と教育環境の充実				
		学校施設営繕事業				
			5, 410	需用費		
				修繕料		
				施設等修繕料	5, 410	
					, 110	
		o 施策評価対象外事業				
		学校予算配当事業				
			11, 817	需用費		
				光熱水費	11, 817	

債務負担行為

追加

事項	期間	限度額
	令和5年度	千円
学校給食調理業務委託(29)	令和8年度	76, 785

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

		前年度末までの			当該年度以降の			左	の	財	源	内	訳		
事 項	限度額	き	と出見	込額			支出	予定額		特	定	財	源		一般財源
		期	間	金	額	期	間	金	額	国府 支出金	地力	漬債	その	他	一放則你
	千円			=	千円				千円	千円	1	千円	千	円	千円
学校給食調理業務委託 (29)	76, 785	_	_				5 年度 ~ 8 年度	70	6, 785	-		-		_	76, 785

議案第29号

門真市教育センター条例の一部改正の申出について

門真市教育センター条例(平成18年門真市条例第42号)の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年11月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市教育センターを移転することに伴い、同センターの位置表示を変更するとと もに、研修室及び会議室を廃止する等につき、本案を提出するものである。

門真市教育センター条例の一部を改正する条例

門真市教育センター条例(平成18年門真市条例第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

改正後

|**第1条**||地方教育行政の組織及び運営に関す||**第1条**||地方教育行政の組織及び運営に関す 定に基づき、教育に関する調査研究及び教 育関係職員の研修を行うため、門真市教育 センター(以下「センター」という。)を 門真市中町1番19号に設置する。

(事業)

(設置)

- **|第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。|第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。**
 - (1) 略
 - (2) 教育に関する専門的、技術的事項の調 査研究に関すること。
 - (3)~(5) 略
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、門真市教 育委員会が必要と認める事業に関するこ と。

改正前

(設置)

る法律(昭和31年法律第162号)第30条の規 る法律(昭和31年法律第162号)第30条の規 定に基づき、教育に関する調査研究及び教 育関係職員の研修を行うため、門真市教育 センター(以下「センター」という。)を 門真市大字北島546番地に設置する。

(事業)

- - (1) 略
 - (2) 教育関係職員の専門的、技術的事項の 調査研究に関すること。
 - $(3)\sim(5)$ 略
 - (6) 適応指導教室に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、門真市教 育委員会(以下「委員会」という。)が 必要と認める事業に関すること。

(施設の使用)

第4条 センターは、第2条の事業を妨げな い限度において、教育及び市民文化の向上 のため、別表に掲げる施設を使用させるこ とができる。

(使用の許可)

- **第5条** センターを使用しようとする者は、 あらかじめ委員会の許可を受けなければな らない。その許可に係る事項を変更しよう とするときも同様とする。
- 2 委員会は、センターの管理運営上必要が あるときは、前項の許可に条件を付するこ とができる。

(使用許可の制限)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該

改正後	改正前
	当するときは、センターの使用を許可しな
	<u> </u>
	(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそ
	れがあると認めるとき。
	(2) 建物、設備及び器具等を破損させ、又
	は滅失させるおそれがあると認めると
	<u>き。</u>
	(3) 営利を目的としてセンターを使用しよ
	<u>うとするとき。</u>
	(4) センターの管理運営上支障があると認
	<u>めるとき。</u>
	(5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為
	等を行うことを助長するおそれがある組
	織の利益になると認めるとき。
	(6) 前各号に掲げるもののほか、センター
	を使用させることが適当でないと認める
	<u>とき。</u>
	(使用許可の取消し等)
	第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該
	当するときは、使用の許可を受けた者(以
	下「使用者」という。) に対し、使用の許
	可を取り消し、又は使用の停止その他必要
	な措置を講ずることができる。
	(1) この条例若しくはこの条例に基づく規
	則若しくは教育委員会規則又は使用の許
	可条件に違反したとき。
	(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
	(3) 虚偽その他不正な手段により使用の許
	可を受けたとき。
	(4) 災害その他緊急事態が発生したとき。
	<u>(5)</u> 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑
	<u>になるおそれがあるとき。</u>
	2 前項の規定による使用の許可の取消し等
	により使用者に損害が生じても、委員会は
	その責めを負わない。
	第8条 センターの使用料(以下「使用料」
	という。)は、別表に定めるとおりとする。
	2 使用料は、使用の許可を受けたときに納

 改正後
 改正前

 付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、規則で定めるところにより、 使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的外にセ ンターを使用し、又はその使用の権利を譲 渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の設置)

- 第12条 使用者は、特別の設備を設置し、又 は備付けの器具以外の器具を使用しようと するときは、あらかじめ委員会の許可を受 けなければならない。この場合において、 委員会は、センターの管理運営上必要な条 件を付することができる。
- 2 委員会は、特に必要があると認めるときは、使用者に対してセンターの管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。

(原状回復義務)

- 第13条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は第7条第1項の規定により使用の許可が取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないとき は、市長において執行し、その費用を使用 者から徴収するものとする。

(損害賠償)

|第14条 使用者及びその使用に伴う入館者が|

改正後	改正前
	センターの建物、設備及び器具等を汚損し、
	若しくは破損し、又は滅失させたときは、
	使用者は、その損害を賠償しなければなら
	<u>ない。</u>
(委任)	(委任)
第4条 この条例の施行について必要な事項	第15条 この条例の施行について必要な事項

第4条 この条例の施行について必要な事項<mark>第15条</mark> この条例の施行について必要な事項 は、<u>門真市教育委員会が別に</u>定める。 は、<u>規則又は教育委員会規則で</u>定める。

別表を削る。

附則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第1条の改正規定以外の規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号

門真市立幼稚園条例の一部改正の申出について

門真市立幼稚園条例(昭和62年門真市条例第15号)の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年11月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立大和田幼稚園において実施している通園バスの運行を廃止するにつき、本 案を提出するものである。 (門真市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 門真市立幼稚園条例 (昭和62年門真市条例第15号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう に改正する。

(CQLL) 'Jo	71 24					
改正後	改正前					
(利用者負担等)	(利用者負担等)					
第8条 幼稚園の利用者負担及び時間外教育	第8条 幼稚園の利用者負担 <u>、時間外教育</u> に					
に係る利用料(以下「利用者負担等」とい	係る利用料 <u>及び通園バス使用料</u> (以下「利					
う。)の額は、次の表のとおりとする。	用者負担等」という。)の額は、次の表の					
	とおりとする。					
区分金額	区分金額					
	~ 略					
	通園バス使用料 園児1人につき月額					
	3,000円					
(利用者負担等の減免)	(利用者負担等の減免)					
第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当	第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当					
するときは、利用者負担等を減額し、又は	するときは、利用者負担等を減額し、又は					
免除することができる。	免除することができる。					
(1)~(2) 略	(1)~(2) 略					
	(3) 園児が通園バスを使用する場合におい					
	て、その使用状況に応じて必要と認めた					
	<u>とき。</u>					
(<u>3</u>) <u>前2号</u> に掲げるもののほか、市長が特	(4) <u>前3号</u> に掲げるもののほか、市長が特					
別の理由があると認めたとき。	別の理由があると認めたとき。					
(出席停止等)	(出席停止等)					
第12条	第12条					
1 略	1 略					
	2 委員会は、保護者が通園バス使用料を滞					
	納したときは、通園バスの使用を制限する					
	ことができる。					

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

諸 報 告

番号	報告事項							
1	第5次門真市学校適正配置審議会における諮問及び委員の委嘱について							
2	門真市立学校教職員人事基本方針及び令和6年度門真市立学校教職員人事取扱要領について							